平成２８年（フ）第４号
長野県諏訪市大字四賀1802番地　フレグランスサンリッツＢ207
破産者　小口　丈文
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第２７７号
静岡県三島市松本193番地の９
破産者　坂倉　篤子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５２号
静岡県沼津市本郷町21番８号、住民票上の住所静岡県沼津市御幸町11番６号
破産者　安田　憲夫
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３６号
愛知県一宮市大和町戸塚字連田20番地27
破産者　中川　朝美
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２５５号
兵庫県西宮市甲子園浦風町11番27―208号、開始決定時の住所兵庫県西宮市老松町13番24―306号
破産者　ダイデン，丹羽野電気こと　丹羽野政資
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５６号
兵庫県宝塚市南口２丁目11番16号　カーサ・フローレ301、開始決定時の住所兵庫県宝塚市梅野町４番19―403号
破産者　新免　裕行
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４８号
神戸市東灘区森南町３丁目１番13―802号
破産者　宮崎あつ子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目１番13号　ダンディライオン立花209号、前住所大阪市淀川区西三国２丁目14番11号
破産者　栄こと　榮　　裕之
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６０号
兵庫県尼崎市御園２丁目６番10号　Ｃａｓａ　Ｅｔｅｒｎａ　103号
破産者　渡辺　武子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９４号
山口県光市光井２丁目８番20号
破産者　宮崎　明子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第６３号
山口県周南市大字呼坂418番地の120、開始決定時の住所山口県周南市大字原648番地の20
破産者　エクステリア辻こと　辻　　忠男
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１２９号
北九州市八幡東区日の出１丁目16番24号
破産者　半田　秀輝（旧姓阿南）
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２０９号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷124番地２
破産者　中山美智子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷502番地１　メゾンドールＴＡＫＡＩＳＨＩ　Ｃ―３号
破産者　田中奈津子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４６号
長崎県長崎市西小島２丁目７番27―302号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1378番地１　コーポレオ103
破産者　貝屋　哲朗
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
長崎県島原市新山３丁目8885番地　山本アパートＢ―１
破産者　田中　和政
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第６８０号
熊本市中央区帯山７丁目15番15―206号　ハウベストマンション、前住所熊本市東区健軍３丁目１番54号　シティビル３Ｆ
破産者　山崎　将之
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６２号
熊本市西区上代８丁目６番27号
破産者　中村　光志
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６８号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1671番地10
破産者　伊地知宗昭
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部